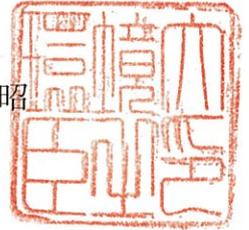


諮問第498号
環水大土発第1810311号
平成30年10月31日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
原田義昭



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3-(3,4-ジクロロ-イソチアゾール-5-イルメトキシ)-1,2-ベンゾチアゾール=1,1-ジオキシド (別名ジクロベンチアゾクス)

N-[2-ブロモ-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロ-3-(*N*-メチルベンズアミド)ベンズアミド (別名プロフラニリド)

アンモニウム=メチルジチオカルバマート (別名メタムアンモニウム塩又はカーバム)

ナトリウム=メチルジチオカルバマート (別名メタムナトリウム塩又はカーバムナトリウム塩)

メチルイソチオシアネート

(別紙2)

6-クロロ-3-(2-シクロプロピル-6-メチルフェノキシ)ピリダジン
-4-イル=モルホリン-4-カルボキシラート (別名シクロピリモレート)

(3*S*, 3*aS*, 4*S*, 4*aS*, 7*S*, 9*aR*, 9*bR*, 12*S*)-7, 12-ジヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*,
7-メタノ-9*b*, 3-プロペノアズレノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボ
ン酸又は (3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4*aS*, 6*S*, 8*aR*, 8*bR*, 11*S*)-
6, 11-ジヒドロキシ-3-メチル-12-メチレン-2-オキソ-4*a*,
6-エタノ-3, 8*b*-プロパー1-エノペルヒドロインデノ [1, 2-*b*]
フラン-4-カルボン酸 (別名ジベレリンA₃)、(3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4
aR, 7*R*, 9*aR*, 9*bR*, 12*S*)-7, 12-ジヒドロキシ-3-メチ
ル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-3, 9*b*-プ
ロパノアズレノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボン酸 (別名ジベレリンA
1)、(3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4*aR*, 7*R*, 9*aR*, 9*bR*, 12*S*)-1
2-ヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*,
7-メタノ-9*b*, 3-プロパノアズレノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボ
ン酸 (別名ジベレリンA₄) 及び (3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4*aR*, 7*R*, 9*a*
R, 9*bR*, 12*S*)-12-ヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-
オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-9*b*, 3-プロペノアズレノ [1, 2
-*b*] フラン-4-カルボン酸 (別名ジベレリンA₇) の混合物

1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-メ
チルカルバモイル-3-{ [5-(トリフルオロメチル)-2*H*-テトラゾー
ル-2-イル] メチル} ピラゾール-5-カルボキサニリド (別名テトラニリ
プロール)

N-(4-*tert*-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチ

ルピラゾール-5-カルボキサミド (別名テブフェンピラド)

N- [(*E*)-1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)ピリジン-2(1*H*)-イリデン]-2,2,2-トリフルオロアセタミド (別名フルピリミン)



中環審第 1051 号
平成 30 年 10 月 31 日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



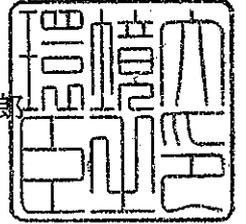
農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成 30 年 10 月 31 日付け諮問第 498 号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第519号
環水大土発第1911111号
令和元年11月11日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
小泉進次郎



農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

2- (ジフェニルアセチル) インダン-1, 3-ジオン (別名ダイファシン系)

トリエチルアンモニウム=3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジルオキシアセ
タート (別名トリクロピルトリエチルアンモニウム)

2-ブトキシエチル=3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジルオキシアセター
ト (別名トリクロピルブトキシエチル)

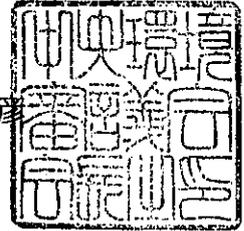
(別紙2)

N-[2-ブロモ-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロ-3-(*N*-メチルベンズアミド)ベンズアミド (別名プロフラニリド)

中環審第 1093 号
令和元年 11 月 11 日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第 4 条第 2 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和元年 11 月 11 日付け諮問第 519 号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。